

発議第7号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙の通り、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により、提出します。

令和4年12月2日 提出

三宅町議会議長 辰巳 光則 様

三宅町議会議員

提出者 池田 年夫 

賛同者 松本 健 

賛同者 菊内 晋也 

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

新型コロナの感染拡大は第7波で過去最高の罹患者数となっただけでなく、気候変動や円安に加えウクライナ危機などによって食料品や電気・ガスなど生活必需品の値上がりが続くなか、私たち消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えている。

物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、東北・中四国・九州など最低賃金が低い地域ほど中小零細企業が多く経済的なダメージはより深刻となっている。

コロナの感染拡大が始まった2020年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、経済危機を克服してきたが、この2年間だけでも3%程度しか引き上げられず、韓国にも追い抜かれているのが実態である。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2022年の地域別最低賃金改定は最高の東京で時給1,072円、奈良県では896円、最も低い県では853円に過ぎない。毎日8時間働いても年収で150万程度であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保する事は出来ない。さらに地域別であるがゆえに、奈良県と東京都では、同じ仕事でも時給で176円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響が出ている。全労連の調査では健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者一人が自立して生活する上で必要な最低生計費は全国どこでも月25万円（税込）の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、ほとんどの国が全国一律最低賃金であるのに対して、日本の最低賃金は都道府県ごとに4つのランクに分けられ、OECD諸国で最低水準となっている。

日本でも大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金を引き上げる支援策を強化・拡充する必要がある。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金 1,500 円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2022 年 12 月 12 日

奈良県三宅町議会

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

厚生労働大臣 加藤勝信 殿